

総合評価基準書

1. はじめに

本基準書は、「札幌市立学校勤務時間管理システムサービス等の提供業務」の調達に係る受託者選定のための審査・評価方法を定めたものである。

2. 評価実施要領

以下のとおり評価を行う。

- ① 評価委員会を設置し、同委員会において提案者から提出された提案書類について、別添 1「総合評価項目一覧」により審査・評価を行う。
- ② 審査の結果については、遅滞なく参加者に通知する。

3. 総合評価の方法

入札価格及び提案内容を基に、下表の配分のとおり価格評価点及び技術評価点を算出し、その合計点数を総合評価点とする「加算方式」とする。

価格評価点（入札価格に対する得点）と技術評価点の得点配分は、下記のとおり 3：7 とし、総合評価点が最も高い者を落札者とする。

ただし、技術評価について、採点結果が 250 点に満たない場合は「失格」とする。

なお、総合評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合は、当該者のくじ引きによって落札者を定める。

総合評価点	価格評価点の配分	技術評価点の配分
1,000 点満点	300 点満点	700 点満点

4. 価格評価点の評価方法

提出された入札書について、以下のとおり評価を行う。

- ① 入札価格（税抜）に当該金額の 10% に相当する額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した額は、本市が定める予定価格（税込）以下であること。

なお、入札価格（税抜）に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額が予定価格を超える場合は「失格」とする。

- ② 価格評価点は下記のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の得点配分 (300 点)} \\ \times (1 - (\text{入札価格} + \text{入札価格の 10\%に相当する額}) / \text{評価基準額})$$

※ 評価点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。

5. 技術評価点の評価方法

技術評価点は、以下の評価方法に従って審査・評価を行う。

- ① 提出書類について、提案書作成要領の記載事項を満たしていることが確認できない場合は、当該提案書を「失格」とする場合があります、「失格」の場合はその後の評価を行わない。
- ② 提案書の記載内容について、別添 1「総合評価項目一覧」の「評価区分」において「必須」とした項目について、一つでも評価基準を満たしていない場合は当該提案書を「失格」とし、その後の評価は行わない。必須項目を全て満たしたものについては「合格」とする。必須項目の確認に当たっては、本市からの質問に対する回答等で根拠、実現方法等が不明確である場合も「失格」とする場合があります。
- ③ 上記で「合格」とした提案書については、別添 1「総合評価項目一覧」の「評価区分」において「加点」とした項目に対し、以下に示す採点基準に従って採点する。各加点項目の点数の合計を技術評価点（最大 700 点）とする。
- ④ 提案書の内容に対して、疑義がある場合は、本市から提案者に対して質問を行い、提案者からの回答を以って提案内容の訂正とみなした上で、評価する場合があります。

表 1 加点項目の採点基準

評価	採点基準	得点	
		重要	一般
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	40	20
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	30	15
C	具体性及び実効性があると認められ、標準的に評価できるもの。	20	10
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるもの、又はやや劣るもの。	10	5
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないもの、又は特に劣るもの。	0	0

別記

(1) 機能要件（重要・説明要）の採点方法

機能要件のうち機能一覧の重要項目である「重要」かつ、説明が「要」の 36 項目について、以下に示す採点基準に従って採点し又は失格とする。

表 2 機能要件（重要・要）に対する採点基準

評価	採点基準	配点 (機能要件単位)
A	要件に対して適合性が高く、説明資料等により提案内容の実現性、妥当性が確認できるもの。	5
B	要件に対して適合性が一定程度（部分的にやや劣る）である、又は説明資料等により実現性、妥当性が一定程度確認できるもの。	3
C	要件に対して適合性が低い、別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの、又は説明資料等により実現性、妥当性が確認できないもの。	0
失格	要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの。	失格

機能要件（重要・要）に係る採点 = 機能要件（重要・説明要）の配点の合計
(180点満点)

(2) 機能要件（重要・説明任意）の採点方法

機能要件のうち機能一覧の「重要」かつ、説明が「任意」の 11 項目について、対応が全て「○」の場合は、基礎点として 40 点を与える。ただし、対応が限定的であり「△」となる項目については、以下に示す採点基準に従って、基礎点からの減点又は失格とする。

表 3 機能要件（重要・任意）に対する採点基準

評価	採点基準	減点 (機能要件単位)
C	要件に対して適合性が一定程度あり、当該内容について本市が許容できるもの。	減点なし
D	要件に対して適合性が低いもの、または、別の機能等による代替運用が必要になるが、当該内容について本市が許容できるもの。	- 4
失格	要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの。	失格

<p>機能要件（重要・説明任意）に係る採点 =</p> <p>機能要件（重要・説明任意）に係る得点配分（40点）－減点（4点）の数</p> <p>※ ただし、基礎点の下限は0点とする。</p>
--

(3) 機能要件（一般）の採点方法

機能要件のうち機能一覧の区分「一般」の18項目について、以下に示す採点基準に従って採点し又は失格とする。

表 4 機能要件（一般）に対する採点基準

評価	採点基準	配点 (機能要件単位)
A	要件に対して適合性が高く、説明資料等により提案内容の実現性、妥当性が確認できるもの。	2
B	要件に対して適合性が一定程度（部分的にやや劣る）である、又は説明資料等により実現性、妥当性が一定程度確認できるもの。	1
C	要件に対して適合性が低い、別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できるもの、又は説明資料等により実現性、妥当性が確認できないもの。	0
失格	要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの。	失格

<p>機能要件（一般）に係る加点 = 機能要件（一般）の配点の合計（30点満点）</p> <p>※ただし、基礎点の下限は0点とし、上記採点の結果30点以上となる場合は30点とする。</p>
--

別記

(4) 帳票要件の採点方法

帳票要件の17項目について、対応が全て「○」の場合は、基礎点として40点を与える。ただし、対応が限定的であり「△」となる項目については、以下に示す採点基準に従って、基礎点からの減点又は失格とする。

表 5 帳票要件に対する採点基準

評価	採点基準	減点 (機能要件単位)
C	要件に対して適合性が一定程度あり、当該内容について本市が許容できるもの。	減点なし
D	要件に対して適合性が低い、別の機能等による代替運用が必要になり、当該内容について本市が許容できないもの。	- 4
失格	要件に対して適合性がない、又は提案されている別の機能等による代替運用が本市として許容できないもの。	失格

帳票要件に係る採点 =

帳票要件に係る得点配分(40点) - 減点(-4)の個数

※ただし基礎点の下限は0点とする。

(5) 応札条件の採点方法

応札条件について、以下に示す採点基準に従って採点し又は失格とする。

表 6 応札条件に対する採点基準

評価	採点基準	加点 (機能要件単位)
A	他の都道府県または政令指定都市教育委員会での導入実績があるもの。	20
B	他の都道府県または政令指定都市での導入実績があるもの。	15
C	他の市町村において導入実績があるもの。	10
失格	他の自治体における導入実績を有しないもの。	失格

応札条件に係る採点 = 応札条件に対する配点の合計(20点満点)

別記

(6) 参考見積の評価方法

提出された入札書のうち、システム保守、運用に係る費用及びパッケージ保守(令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間の費用)、その他必要となる費用について、以下のとおり評価を行う。

- ① 入札価格(税抜)に当該金額の10%に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算した額は、本市が定める予定価格(税込)以下であること。

なお、入札価格(税抜)に当該金額の10%に相当する額を加算した金額が予定価格を超える場合は「失格」とする。

- ② 価格評価点は下記のとおり算出する。

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の得点配分 (50 点)} \\ \times (1 - (\text{入札価格} + \text{入札価格の 10\%に相当する額}) / \text{評価基準額})$$

※ 評価点の計算結果について、小数点以下は切り捨てとする。